

貸与奨学金

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

通信教育（大学・短期大学・専修学校専門課程）

及び 放送大学全科履修課程 在学中に

奨学金を希望する皆さんへ

（スカラネット入力下書き用紙在中）

通信

無利子貸与奨学金

■第 一 種 奨 学 金

有利子貸与奨学金

■第 二 種 奨 学 金

申込みの資格や基準は？
…5ページ

貸与奨学金とは
どんな制度かな？
…7ページ

申込手続きが
知りたい。
…20ページ

採用された後に
必要な手続きは？
…33ページ



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

目次

	ページ
貸与奨学金案内 ダイジェスト	3
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ	4
第1部 募集要項等	5
1. 募集時期	5
2. 貸与奨学金の種類	5
3. 対象者	5
4. 貸与奨学金の申込資格	5
5. 貸与奨学金の推薦基準	6
第2部 日本学生支援機構の貸与奨学金制度の概要	7
1. 貸与奨学金の対象校	7
2. 貸与奨学金ごとの貸与額及び学力・家計基準	7
3. 貸与奨学金奨学生採用の種類	10
4. 貸与奨学金の交付	10
5. 貸与期間	10
6. 利率	11
7. 元利均等返還	11
8. 返還方式	12
9. 個人情報情報機関の登録と利用等についての同意	13
10. 保証制度	15
第3部 申込手順等	20
I. 申込手順	20
II. 収入状況の確認	23
III. スカラネットによる申込み	30
第4部 奨学金の貸与開始～返還	33
I. 採用時の手続き	33
II. 奨学金貸与中の注意事項	34
III. 貸与終了後の返還	34
資料1 奨学金の返還を延滞した場合	37
参考1 機関保証制度の保証料（目安）	38
参考2 機関保証制度の「保証委託約款」	39

◆「スカラネット入力下書き用紙」は20～21ページの間に挟みこんでいます。

【本冊子の用語】

機構 日本学生支援機構

あなた 貸与奨学金に申し込むあなた本人

大学等 大学（学部）、短期大学、専修学校（専門課程）

マイナンバー マイナンバー（個人番号）

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」（※）に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって、高度なセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

貸与奨学金案内 ダイジェスト

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

貸与奨学金にはどのような種類がありますか？

利息の付かない「第一種奨学金」と、利息の付く「第二種奨学金」があります。（詳細は5ページ）
「第二種奨学金」の利率については11ページを参照してください。

どのような人が借りられますか？

2020年度に国内の通信教育(大学等)及び放送大学全科履修課程に在学している人が対象です。（詳細は5ページ）

貸与基準（学力・家計・人物）により選考を行います。第二種奨学金は、第一種奨学金に比べ貸与基準が緩やかです。（詳細は5～10ページ）

第一種奨学金：特に優れた学生等であって経済的に修学が著しく難しいと認められる人。

第二種奨学金：優れた学生等であって経済的に修学が著しく難しいと認められる人。

※通年スクーリングの学力・家計基準は在学学校へ確認してください。

生計維持者とはどのような人ですか？

あなたの生計を維持する人で、原則は父母両方、父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人となります。（詳細は9ページ）

保証制度にはどのような種類がありますか？

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあります。奨学金を申し込む時に、どちらか一方を選択します。（詳細は15～19ページ）

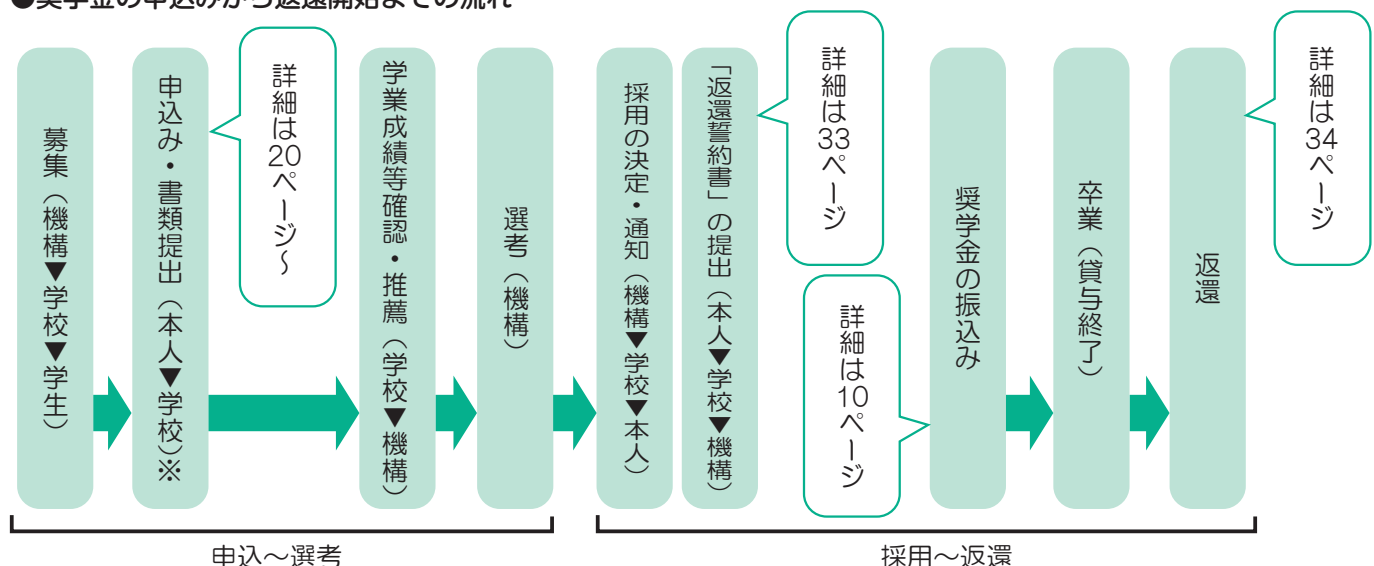
※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した人は機関保証制度のみとなります。

返還方式にはどのような種類がありますか？

「第一種奨学金」を申し込む場合は「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれかを選択します。（詳細は12～13ページ）

※第二種奨学金は定額返還方式のみとなります。

●奨学金の申込みから返還開始までの流れ



※マイナンバー提出書類は申込者本人が直接日本学生支援機構に郵送（簡易書留）

機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

★貸与奨学金を申し込む機会は、大学等へ進学後に大学等の窓口で申し込む在学採用のみとなります。

この冊子では、返還の必要がある貸与奨学金（借入金）の「在学採用」について説明しています。
この冊子をよく読んで、貸与奨学金制度について理解したうえで申込みを行ってください。
また、保護者等にもこの冊子を読んでもらい、貸与奨学金制度について理解してもらってください。

貸与奨学金（借入金）について

機構の奨学金（借入金）を申し込む際に、知っておいて欲しい点をいくつか説明します。

- (1) 貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- (2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。
- (3) 奨学金の貸与を受けるのは学生・生徒本人です。返還義務も本人にあります。
- (4) 貸与奨学生が学校を卒業してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- (5) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（先送り）する制度等があります。



重要

給付奨学金と併せて貸与奨学金の申込みを希望する人へ

給付奨学金対象校に在籍している人が給付奨学金と併せて貸与奨学金の申込みを希望する場合は、本冊子に加えて「給付奨学金案内」も在学から受け取り、給付奨学金制度についても理解したうえで申込みを行ってください。

給付奨学金と貸与奨学金を併せて申し込む場合も、**1回のスカラネットの入力**で申込みすることができます。給付奨学金と貸与奨学金を併せて申込みを希望する人は、「給付奨学金案内」に挟み込まれている「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】」を利用してください。

申込みに必要な書類は下表を参考に、各奨学金案内を十分に確認してください。（「—」は不要な書類）

必要書類	給付奨学金	貸与奨学金	備考
確認書（兼同意書）	●	●	全員（それぞれ提出必要）
マイナンバー提出書類		●	全員（※）
本人課税証明書	●	—	該当者のみ
在留資格及び在留期限が明記されている証明書		●	該当者のみ（※）
施設等在籍証明書等		●	該当者のみ（※）
収入に関する証明書類	—	●	該当者のみ

（※）…貸与・給付両方申し込む場合でも1部のみで可

1 募集時期

申込締切日を在学期に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください（申込締切期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。

2 貸与奨学金の種類

貸与奨学金の種類には次の2種類があります。

奨学金の種類	利息	受講形態	貸与の方法
第一種奨学金	利息なし	夏季・冬季スクーリング	年1回の振込
		通年スクーリング（大学）	原則として毎月1回振込
		放送大学	年1回の振込
第二種奨学金	利息付	夏季・冬季スクーリング	年1回の振込
		通年スクーリング（大学）	原則として毎月1回振込
		放送大学	年1回の振込

※第一種奨学金と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与額を慎重に選択してください。

※分割して面接授業を受ける人も年1回の貸与となります。

※第二種奨学金の利率については11ページ **6** を参照してください。

3 対象者

2020年度に国内の通信教育（大学等）及び放送大学全科履修課程に在学している人が対象です。

対象校・課程について、詳しくは7ページ **1** を参照してください。

4 貸与奨学金の申込資格

経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～④に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認をしてください。

①留年中等の人

留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間等は申込みできません。

②過去に奨学金の貸与を受けたことがある人

ア. 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用又は採用を取り消します。

Ⅰ. 過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合

Ⅱ. 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合

イ. 奨学生として採用されるまでの間に、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

ウ. 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。

詳しくは10～11ページ **5** を参照してください。

③債務整理中の人

債務整理中の人には申込資格がありません。

④外国籍の人

外国籍の人は6ページの表のとおり在留資格等によっては申込みができない場合があります。申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く。）を申告し、申込み可能な在留資格であることの証明書類を提出する必要があります（※1）。

国籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	⇒ 法定特別永住者（※3） 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※4）	⇒ ・「 在留カード 」（コピー） ・「 特別永住者証明書 」（コピー） ・「 住民票の写し 」（原本） 等、 在留資格・在留期間が明記 されているもの （いずれか1点）
	⇒ 上記以外	⇒ 対象となりません

- （※1） 申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められた書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。
- なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- （※2） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。
- （※3） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。
- （※4） 「定住者」について、永住者若しくは永住者の配偶者等に準すると当該者の在学校の長が認めたものに限り、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。また、「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の貸与を受けることができません。

5 貸与奨学金の推薦基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を在学校在が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

学力・家計の基準はあなたが希望する奨学金の種類により異なります。詳しくは7～10ページ **2** を参照してください。

なお、家計基準は、世帯人数等によって異なります。世帯人数別の目安はおおよそ下表のとおりです。

※通年スクーリングの学力・家計の基準は、在学に確認してください。



重要

家計基準は、生計維持者（原則父母）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から規定で定められている給与所得控除を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であることです。生計維持者について詳しくは9ページを参照してください。

- ▶ 下表は、3人世帯及び4人世帯の年間の収入・所得の上限の目安です。その他の世帯人数の年収・所得の上限額の目安は機構ホームページに掲載しています。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/index.html

（日本学生支援機構ホームページ≫奨学金≫申込方法≫在学採用≫申込資格・申込基準）



【年収・所得の上限額の目安】

（単位：万円）

世帯人数	給与所得者の世帯＜年間の収入金額＞			給与所得以外の世帯＜年間の所得金額＞		
	第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
3人	552	935	493	212	527	171
4人	576	980	515	229	572	186

1 貸与奨学金の対象校

対象校・課程は以下のとおりです。

受講形態	対象・資格
夏季・冬季スクーリング	正科生
通年スクーリング	通年の面接授業を受け、2021年3月卒業が見込まれる人
放送大学	全科履修生で面接授業を履修する人

2 貸与奨学金ごとの貸与額及び学力・家計基準

(1) 貸与額

5ページ 2 で案内した貸与奨学金ごとの貸与額について説明します。

① 第一種奨学金

受講形態	第一種奨学金	
夏季・冬季スクーリング [年額]	88,000円	
通年スクーリング (大学) [月額]	自宅通学	自宅外通学
	54,000円	64,000円
	30,000円	
放送大学 [年額]	88,000円	

※通年スクーリングの第一種奨学金については、通学形態（自宅・自宅外）に応じた金額が3万円のどちらかを選択します。2020年4月の時点から申込時現在まで通学形態が「自宅外通学」である場合に限り、申込時に「自宅外通学」の貸与月額を選択できます。通学形態が「自宅外通学」の場合でも、「自宅通学」に応じた金額を選択することも可能です（2020年度以降採用の給付奨学金受給中の場合は選択不可です）。通学形態が「自宅通学」の場合、「自宅外通学」の月額を選択することができません。

【2020年度以降採用の給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与額】

2020年度以降採用の給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料等減免を受けている人が、同時に受けることができる第一種奨学金の貸与額は、下表のとおりです。2020年度以降採用の給付奨学金と第一種奨学金を同時に受ける場合、申込時に選択した貸与額及び通年スクーリングにおいては貸与中の月額から減額又は増額されることがあるので注意してください。なお、通年スクーリングにおいて2020年度以降採用の給付奨学金が自宅月額の場合、第一種奨学金も自宅月額になります。

受講形態・給付奨学金の区分		年額
夏季・冬季スクーリング 放送大学	第Ⅰ区分	0円
	第Ⅱ区分	0円
	第Ⅲ区分	27,600円

受講形態・給付奨学金の区分		月額（私立）	
		自宅通学	自宅外通学
通年スクーリング（大学） ※30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。（2017年度以前入学者は、下線の月額（20,000円、40,000円）を選択できません。）	第Ⅰ区分	20,000円 38,900円	20,000円 30,000円 48,900円
	第Ⅱ区分	20,000円 30,000円 43,900円	20,000円 30,000円 40,000円 53,900円
	第Ⅲ区分	20,000円 30,000円 48,900円	20,000円 30,000円 40,000円 58,900円

（注1） 2020年度以降採用の給付奨学金の対象校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校となります。在学が対象となるかは在学へ問い合わせてください。

（注2） 上表の貸与額にかかる機関保証料の目安は、機構ホームページに4月以降掲載予定です。

②第二種奨学金

貸与額は、2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択できます。

※第二種奨学金については2020年度以降採用の給付奨学金受給による貸与額の調整はありません。

(2) 学力・家計基準

6ページ **5** で案内した貸与奨学金ごとの学力基準及び家計基準は下表のとおりです。

※通年スクーリングの学力・家計の基準は、在学している学校に確認してください。

①第一種奨学金（併用貸与含む）・第二種奨学金 学力基準

項目	「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
<2020年度入学者> (1年生)	い ず れ か に 該 当 ①高等学校又は専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が3.2以上であること。 ②上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。 ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 ③高等学校卒業程度認定試験合格者であること。	い ず れ か に 該 当 ①出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。 ②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。 ③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。 ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずると認められること。
<2017・2018・2019年度入学者> (2年生以上)	い ず れ か に 該 当 ①本人の属する学部（科）において平均水準以上であること。 ②上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。 ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。	
<2016年度以前入学者> (2年生以上)	本人の属する学部（科）において平均水準以上であること。	

②第一種奨学金・第二種奨学金（併用貸与含む）家計基準

項目	「第一種奨学金のみ」	「第二種奨学金のみ」又は「併用貸与」
<2017年度以降入学者>	い ず れ か に 該 当 ①申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から規定で定められている給与所得控除を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。 ②生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）のいずれかであること。	申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から規定で定められている給与所得控除を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。
<2016年度以前入学者>	申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から規定で定められている給与所得控除を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。	

（注1）一度退学・除籍後に途中年次へ再入学した人は、入学年度の取扱いについて、在学学校に確認してください。

（注2）住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である世帯については、マイナンバーにより生計維持者の所得割額情報を取得のうえ、確認します（マイナンバーが提出できない場合は、別途、市区町村民税所得割額が0円と記載のある非課税証明書の提出が必要となります）。

（注3）生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者であることについては、証明書類の提出が必要です。25～26ページを参照してください。



重要

収入情報は原則として、マイナンバーにより自治体等から取得します。夏季スクーリング等の場合は、2018年分（1月～12月分）、冬季スクーリング等の場合は、2019年分（1月～12月分）の収入情報により家計基準の判定をします。

【猶予年限特例】

第一種奨学金の貸与終了後、貸与を受けた本人の収入・所得の年額が一定額以下の場合に、奨学金の返還期限を猶予する制度が期間の制限なく利用できます。

第一種奨学金の採用者のうち、申込時の生計維持者の年収・所得の合計額が次の金額以下の場合に対象となります。

- ・ 給与所得のみの世帯：年間収入金額300万円以下
- ・ 給与所得以外の世帯：収入金額から必要経費（控除分）を差し引いた金額が200万円以下

【猶予年限特例対象者の決定】

猶予年限特例の対象者となるための特別な手続きや意思表示は必要ありません。申込時の収入・所得に基づき、機構が対象者を決定します。

※返還期限猶予の適用を受ける（返還期日を先送りにする）ためには、所定の手続きが必要です。

（参考）返還期限猶予制度の説明は36ページ **6** を参照してください。

【生計維持者】

生計維持者とは原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）。

下表を参考に生計維持者となる人を確認してください。また、機構のホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeizisya.html>



Ⅰ 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
2	あなたが成年で、父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。
Ⅳ 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（1名） ※祖父父母2名と生活している場合であっても主に生計を維持しているどちらか1名となります。
3	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
4	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含まれません。
Ⅴ あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）
2	あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している	

（注1） 生計維持者としてスカラネットで入力した人物についてマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります（マイナンバー提出書の人物とスカラネットで入力した人物は一致する必要があります）。

（注2） 申込者と父母（どちらか一方も含む）が別居している場合でも、生計が同じであれば、父母二人とも生計維持者となるため、父母両方のマイナンバー及び必要な証明書類の提出が必要です。

（注3） 無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でもマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。

※提出書類については24～26ページを参照してください。

	状態	生計維持者となる対象（○）、対象外（×）
例1	父：会社員（自営業）	○
	母：無収入（専業主婦など）	○
例2 1人親の場合	母又は父：会社員	○
	祖父：年金	×（注）
例3 家計を支えている人が3人以上	父：会社員（自営業）	○
	母：無収入（専業主婦など）	○
	祖父：年金	×（注）

（注） 上記の場合、祖父のマイナンバー提出書類の提出は不要。ただし父又は母のみの収入で家計を維持できず、祖父からの援助金がある場合は、援助の年額の証明が必要（本事例において祖父ではなく会社員の兄（姉）がいる場合は、祖父を兄（姉）と読み替えてください）。

【世帯人数】

世帯人数（同一世帯の人）とは、同居別居にかかわらず、あなたと生計が同じ人（同一生計）の人数です。別生計にある兄弟姉妹、祖父母などは含めません。

3 貸与奨学金奨学生採用の種類

貸与奨学金の種類	受講の形態	貸与期間
第一種奨学金 【無利子】	夏季・冬季スクーリング	一面接授業を受講する年度につき1回
	通年スクーリング	原則として2020年4月～2021年3月
	放送大学	一面接授業を受講する年度につき1回
第二種奨学金 【有利子】	夏季・冬季スクーリング	一面接授業を受講する年度につき1回
	通年スクーリング	原則として2020年4月～2021年3月
	放送大学	一面接授業を受講する年度につき1回

4 貸与奨学金の交付

奨学金は、奨学生本人名義の口座に振り込まれます。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座



重要

- ・通年スクーリングの初回振込み時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額にに応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。
- ・振込口座情報等スカラネットの送信内容に誤りがあった場合や申込時に書類の追加提出依頼があった人等は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

5 貸与期間

貸与期間は、原則として本ページの「3 貸与奨学金奨学生採用の種類」の表に示されている期間となります。

貸与1回分は通学制の大学・短期大学・専修学校専門課程における1年（12か月）とみなし、大学・4年制専修学校専門課程は4回、3年制短期大学・専修学校専門課程は3回、2年制短期大学・専修学校専門課程は2回まで貸与を受けることができます（通年スクーリングは除く）。

ただし、過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（大学・短期大学・専修学校等）で、新たに同じ種類の奨学金（第一種又は第二種）を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、現に在学する学校の卒業予定期に達するまで再度、奨学金の貸与を受けることができます（以下「再貸与」という）。

貸与奨学金の種類	再貸与の要件	備考
第一種奨学金	<u>全ての学校区分を通じて</u> 1 回限り	第一種奨学金の再貸与を希望する場合は、別途再貸与に係る申請書の提出が必要となります。詳しくは、学校に確認してください。
第二種奨学金	各々の学校区分において 1 回限り	—

6 利率

(1) 利率の算定方法

第二種奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限（年3%）があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。

- ① 利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
- ② 利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

（注1）貸与終了時に決定した利率とは、機構が奨学金交付のために借入れした資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます）。

（注2）借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが5年利率見直し型です。

（参考）在学猶予・返還期限猶予の説明は36ページ **6** を参照してください

(2) 利率の算定方法の変更手続き（通年スクーリングのみ対象）

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、採用後早急に、在学学校へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって在学学校にお問い合わせのうえ、在学学校を通じて変更の手続きをしてください。

(3) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

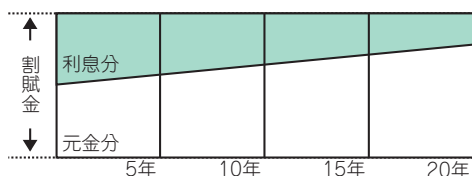
7 元利均等返還

第二種奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利息・据置期間利息の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。

[定額返還方式（※）による最長20年間で返還する場合]

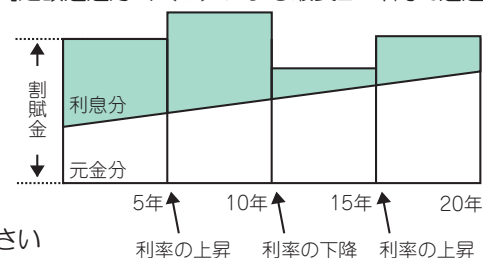


（※）「定額返還方式」の例は12ページ **8** を参照してください

(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、返還額が増減します（残元金に対する利息も変動します）。

[定額返還方式（※）による最長20年間で返還する場合]



（注1）上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

（注2）利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

（注3）割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（12ページ **8** (2)参照）を選択した場合、半年賦分の返還がある1月と7月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

8 返還方式

(1) 返還方式の種類と概要

第一種奨学金を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。

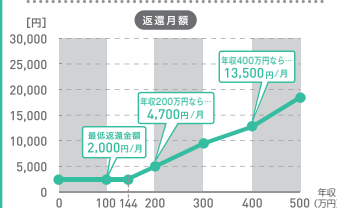
「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。

所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

例 年収:200万円 → 月額:約 4,700円
年収:400万円 → 月額:約 13,500円



※年収と返還月額は目安です。返還総額は定額返還方式と同じです。

特徴

所得があまり高くない時でも、無理のない月額で返還できます。所得が高いと、返還が早く終わります。

定額返還方式

返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

例 夏季・冬季スクーリング又は放送大学で88,000円を1回借りた場合
→ 月額:約 3,666円(2年間)



※第二種奨学金は定額返還方式になります。

特徴

最後まで同月額で返還するので、返還の計画がたてやすくなります。

●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

	所得連動返還方式	定額返還方式
対象となる奨学金の種類	第一種奨学金のみ (第二種奨学金は対象外)	全ての奨学金 (第一種奨学金、第二種奨学金が対象)
保証制度	機関保証制度(保証料が必要)のみ ※併用貸与として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一となります。ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合の第二種奨学金は、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。	機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
返還月額の算出	提出いただいたマイナンバーより毎年情報連携で取得(返還2年目以降)した前年の所得に応じて10月～翌年9月の返還月額を算出 (「課税対象所得」×9%÷12(1円未満の端数は切り捨て)) ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。 (「返還初年度」とは、返還開始翌月以降の最初の9月までの期間をいい、最長12か月(10月～翌9月)、最短1か月(9月のみ)となります。) ※あなたが返還中に被扶養者になった場合又は被扶養者である場合は、あなたと扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します(扶養者のマイナンバーの提出が必要となります)。	貸与総額に応じて算出された返還金額(月額)により、返還完了まで返還
割賦方法	月賦返還のみ (「月賦・半年賦併用返還」は選択不可)	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 (参考) 本ページ 8 (2)
返還困難な場合	返還期限猶予制度のみ利用可能(減額返還制度は利用不可) (参考) 36ページ 6	返還期限猶予制度、減額返還制度が利用可能 (参考) 36ページ 6

※所得連動返還方式を選択した人が、マイナンバー提出書類を提出しなかった場合は、貸与総額に応じて算出された返還金額(月額)により、返還します。

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法選択する必要があります(33ページ「毎月の返還のイメージ図」参照)。

- ① 月賦返還: 返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ② 月賦・半年賦併用返還: 返還総額の半分を毎月定額で返還し(月賦分)、もう半分を半年賦(1月と7月)で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法

(3) 返還方式の変更（第一種奨学金のみ）

変更内容	説明
定額返還方式 → 所得連動返還方式	・貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 ・人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行うことが必要です。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。 ・あなたのマイナンバー及びその他確認書類を提出したことが無い場合は、あなたのマイナンバーの提出も必要です。 ・月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。
所得連動返還方式 → 定額返還方式	・貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。 ・なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、在学校へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって在学校にお問い合わせのうえ、在学を通過して変更の手続きをしてください。（通年スクーリングのみ対象） ・保証制度は「機関保証」が継続されます（「人的保証」への変更はできません）。

※第二種奨学金は「定額返還方式」限定であるため対象外

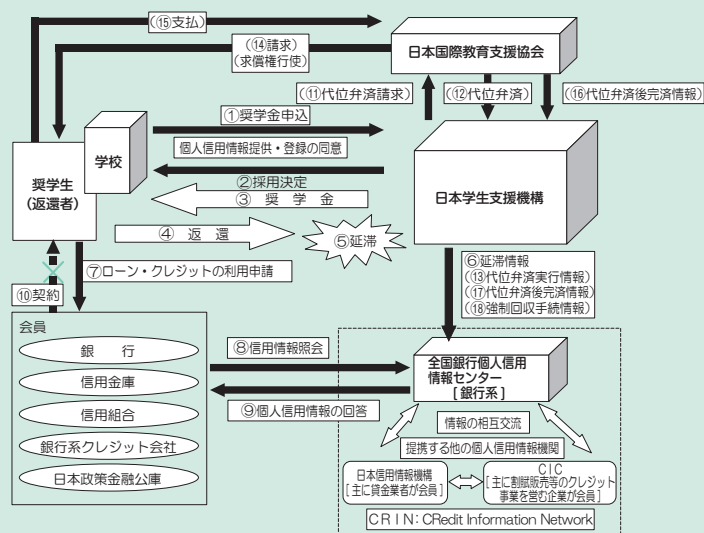
9 個人情報情報機関の登録と利用等についての同意

奨学金申込時に、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については14ページをご覧ください。また、個人情報情報機関（※）への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- (1) 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人情報情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人情報情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了後から5年後に削除されます。
- (4) 個人情報情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人情報情報機関とは…会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人情報情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込

- ①奨学金申込（個人情報情報機関（含む提携個人情報情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人情報情報機関への延滞情報の登録（返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上）

3. 会員による個人情報の利用

- ⑦ローン・クレジットの利用申請
- ⑧会員（銀行等）からの信用情報照会
- ⑨個人情報情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員（銀行等）による契約の判断

4. 機関保証制度加入者の例（代位弁済請求～代位弁済完済）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人情報情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人情報情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

5. 人的保証制度加入者の例

- ⑱個人情報情報機関への強制回収手続情報の登録

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

（個人情報情報機関の利用・登録等）

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・（株）日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp>

・（株）シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

（注）全国銀行個人情報センター、（株）日本信用情報機構、（株）シー・アイ・シーは、上記「個人情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

10 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。なお、どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務を負うことに変わりはありません。

機関保証制度	人的保証制度
保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「協会」という)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。 ※一定の保証料の支払いが必要です。 ※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。	機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です(17ページ 10 (イ)(1)参照)。 ※必要な書類(17ページ 10 (イ)(4)参照)を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。

保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証 → 人的保証	機関保証から人的保証への変更はできません。
人的保証 → 機関保証	人的保証から機関保証への変更については、以下の場合に学校を通じて願い出ることができます。 【願い出の条件】 ・返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 ・連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 ※なお、あなたが債務整理(破産・民事再生等)を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。 【保証料】 変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

(ア) 機関保証制度

(1) 制度の概要

保証機関(協会)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です(原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います)。保証委託約款は39ページを参照してください。協会のホームページ(<http://www.jees.or.jp/>)も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学金の返還方式(12ページ **8** (1)参照)を「所得連動返還方式」とする場合、機関保証制度を選択する必要があります。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、奨学生としての採用が取り消されますので、注意してください。

(参考)「返還誓約書」の提出の説明は33ページ **3**

(2) 保証範囲と保証期間

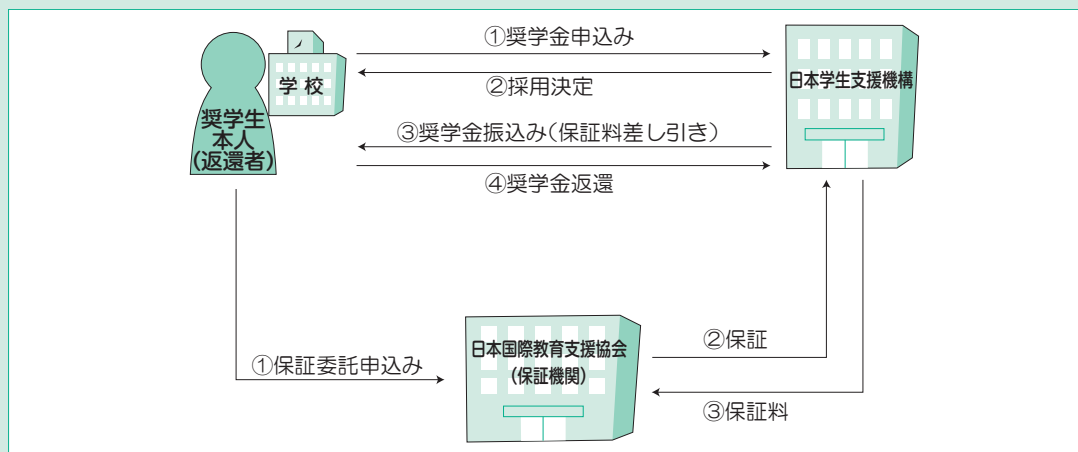
保証範囲は、元金、利息(第二種奨学金のみ)及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関(協会)は、第一回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

(3) 保証料

保証料は、貸与額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、奨学金の貸与額から保証料を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関(協会)に支払います。保証料(目安)は、38ページ「**参考1** 機関保証制度の保証料(目安)」を参照してください。奨学金の貸与額等の変更があれば、保証料も変わります。

(4) 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、奨学金の貸与額から保証料額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。
奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

(5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した人が届け出た口座へお返しします。

(6) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学金は貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えをもたないようにしてください。

(7) 保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予が承認されている場合は除く）、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）があなたに代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行った後、あなたは、保証機関（協会）に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が増加されます。また、請求に応じない場合は、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関（協会）が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学金の貸与を希望しても、奨学金を申し込むことはできません。

(イ) 人的保証制度

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾をもらってください。なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をとのえた「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、奨学生としての採用が取り消されますので、注意してください。

(参考)「返還誓約書」の提出の説明は33ページ **3**

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人

奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

保証人

あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。返還すべき金額が請求額の2分の1であることを主張できます（「分別の利益」）。また、保証人になった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

※本機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

(3) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の(4)の書類を提出してもらう必要があります。

(注)「返還誓約書」提出時以外にも、奨学金の貸与額・返還額に変動がある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

(4) 連帯保証人・保証人の必要書類（「返還誓約書」提出時）

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市区町村で発行された「印鑑登録証明書」（コピー不可） （誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月以前以降に発行されたもの）	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、スカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類 （コピー可）	○	×	(例) 源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」（コピー不可） 及び資産等に関する証明書類（コピー可）	△	△	18ページの「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

○：全員提出が必要。 △：選任した人によっては提出が必要な場合がある。 ×：提出は不要。

(注) 必要書類は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

(5) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人の選任条件 【原則、父母】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
(1)	あなたが未成年者の場合は、あなたの親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）。	
(2)	あなたが成年者の場合は、あなたの父母。父母がいない等の場合は、4親等以内の親族の人。	※例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは18ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
(3)	あなたの配偶者・婚約者でない人。	
(4)	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	
(5)	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください（「返還保証書」は採用された後、学校から渡される「奨学生のしおり」に掲載されているのでコピーして使用してください）。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

	条件	資産等に関する証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 ≥ 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
	給与所得者以外：年間所得金額 ≥ 220万円	所得証明書、確定申告書の控等（注2）
B	預貯金残高 ≥ 貸与予定総額	預貯金残高証明書（注3）
C	固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額	固定資産評価証明書（注3）

（注1）年金収入は給与として取り扱います。

（注2）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。

（注3）誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	（預貯金残高÷16年）＋年間収入 ≥ 320万円（注4）
A+C	（固定資産の評価額÷16年）＋年間収入 ≥ 320万円（注4）
B+C	預貯金残高＋固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額
A+B+C	（預貯金残高＋固定資産の評価額）÷16年＋年間収入 ≥ 320万円（注4）

（注4）320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者のうち給与収入以外の所得もある人については、年間所得金額（年間所得≥220万円）により判断してください。

【連帯保証人及び保証人の選任について よくある質問】

Q1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。
A1	本人が成年者の場合は配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（18ページ②保証人の選任条件）（3）より、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません。
Q2	離婚して親権を失った父（母）を保証人に選任することはできますか。
Q3	養子縁組により親権を失った実父（実母）を保証人に選任することはできますか。
Q4	配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。
A2～4	次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。あなた及び連帯保証人と別生計の人であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であることが条件です。 ※スカラネット入力時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（4親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力する必要があります。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（18ページ②連帯保証人・保証人の選任条件の例外）の例外参照。
Q5	2020年3月に成人（20歳）となる兄（姉）を保証人に選任することができますか。
A5	スカラネットに入力する誓約日時点（2020年4月以降）で成人（20歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。 ・学生でない人（学生である人を保証人に選任できません） ・本人及び連帯保証人と別生計の人 ・債務整理中でない人 ※スカラネットで保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問に「はい」を選択してください。 ※兄弟姉妹は2親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

I. 申込手順

貸与奨学金の申込みは、貸与を希望する学生が、①必要な書類を在学学校へ提出すること、②インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし必要事項を入力すること、及び③マイナンバー提出書類を機構に直接提出することが必要です。特に②の入力を「スカラネット入力」といいます。

申込書類を学校に提出しないと、スカラネット入力できません。以下のことをよく読んで、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。

1 申込の流れ

申込みの手順は次のとおりですが、別途在学学校から指示があった場合はそれに従ってください。

以下《1》～《10》は、「**2** 申込手順（21～22ページ）」の《1》～《10》に対応しています。

- 《1》 「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」の作成
- ▼
- 《2》 選択事項（貸与額、振込口座、利率の算定方法等）の決定
- ▼
- 《3》 「証明書類」等の取得・「スカラネット入力下書き用紙」の準備
- ▼
- 《4》 「スカラネット入力下書き用紙」の記入・「マイナンバー提出書」の作成
- ▼
- 《5》 申込書類（「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」、「収入に関する証明書類」等）を在学学校へ提出
- ▼
- 《6》 在学学校から「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受領
- ▼
- 《7》 スカラネット入力
- ▼
- 《8》 スカラネット入力完了
（受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」及び「マイナンバー提出書」に転記）
- ▼
- 《9》 マイナンバー提出書類を専用封筒に入れ、日本学生支援機構へ簡易書留で郵送
- ▼
- 《10》 在学学校より追加の書類の提出指示
（何らかの事情により追加で収入に関する証明書類の提出を求める必要がある人）

2 申込手順 (1 申込の流れ< 1 >～< 10 >の詳細)

< 1 > 「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」の作成

別紙「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」（以下「確認書兼同意書」という）の記載内容（個人情報取扱いに関する同意条項を含む）を確認のうえ、本人及び親権者又は未成年後見人（本人未成年の場合）が記入・自署・押印をして提出してください（「確認書兼同意書」の記入例を参照してください）。



重要

- ・給付奨学金も併せて申し込む場合は、別途「給付奨学金確認書」の提出が必要です。
 - ・「確認書兼同意書」の本人住所は、現住所を記入してください。
 - ・各自の署名・押印が必要です。同一筆跡、同一印鑑、スタンプ印は不可です。
 - ・氏名は本名を記入してください。
 - ・本人が未成年の場合、必ず親権者（又は未成年後見人）全員の自署・押印が必要です。
 - ・本人が未成年で、児童養護施設等への入所、暴力（DV）からの避難又は親権者の意識不明等の理由により、親権者の自署・押印が得られない場合は、在学校に相談し、指示にしたがってください。
- （参考）個人情報情報機関の説明は13ページ **9** を参照してください。

< 2 > 選択事項の決定

スカラネット入力の際は、次の内容を選択・入力することが必要になります。あらかじめ本冊子の説明をよく読んで、決めておいてください。

★決めておく主な項目

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ①奨学金の申込内容（下記「●奨学金申込情報」参照） | ④利率の算定方法（11ページ 6 参照） |
| ②奨学金の貸与額（7ページ 2 参照） | ⑤保証制度（15～19ページ 10 参照） |
| ③奨学金振込口座（10ページ 4 参照） | ⑥返還方式（12～13ページ 8 参照） |

●奨学金申込情報

スカラネット C-奨学金申込情報の表示	解説
(1) 第一種奨学金のみ希望します。	第1希望：第一種 第一種奨学金が不採用となっても第二種奨学金は希望しない。
(2) 第二種奨学金のみ希望します。	第1希望：第二種 第一種奨学金の基準に該当しない。又は第一種奨学金を希望しない。
(3) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、奨学金を希望しない（どちらか一方のみの貸与は希望しない）。

< 3 > 「証明書類」等の取得・「スカラネット入力下書き用紙」の準備

以下の書類を取得してください。書類によっては取得に時間のかかるものもありますので、速やかに準備を始めてください。

★取得する書類

- ①（全員）「マイナンバー提出書」に添付する確認書類（「マイナンバー提出書」のセット参照）
- ②（該当者のみ）「収入に関する証明書類」⇒24～26ページ参照
- ③（該当者のみ）「在留資格及び在留期間が明記されている証明書類」⇒5～6ページを参照してください
- ④（該当者のみ）「社会的養護を必要とする者であることを証明する書類」⇒25～26ページを参照してください
- ⑤（全員）奨学生本人の奨学金振込口座として利用する口座通帳等のコピー
⇒「スカラネット入力下書き用紙」14～15ページ参照
- ⑥（機関保証の場合）本人以外の連絡先の届出事項の記載があるメモ等
⇒15ページ **10** (ア)(1)、「スカラネット入力下書き用紙」10ページ「3.本人以外の連絡先について」参照
- ⑦（人的保証の場合）市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」
- ⑧（人的保証の場合）連帯保証人の「収入に関する証明書類」
- ⑨（人的保証の場合）市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」
- ⑩（人的保証の場合で例外に該当する人を選任する場合）選任する人の「資産等に関する証明書類」
⇒⑦～⑩については17ページ **10** (イ)(4) を参照してください

※スカラネット申込み後、すぐにマイナンバー提出書類を郵送できるように「マイナンバー提出書」のセット（緑色の封筒）を確認のうえ、「マイナンバー提出書」と必要な添付書類（確認書類）の準備をしてください。

《4》 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、「マイナンバー提出書」の作成

《3》で取得した書類を参照しながら、「スカラネット入力下書き用紙」に必要な事項を記入してください。

（注）「マイナンバー提出書」に記入する生計維持者とスカラネットに入力する生計維持者は必ず一致する必要があります。

《5》 申込書類を在学学校へ提出

定められた期限までに、以下①～⑥の書類を在学学校へ提出します。提出前に必要書類が不備なくととのっているか確認してください。

★奨学金申込時に在学学校へ提出する書類

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| ① 確認書兼同意書 | ⑤ 社会的養護を必要とする者であることを証明する書類（該当者のみ） |
| ② スカラネット入力下書き用紙 | ⑥ その他学校が指定する書類 |
| ③ 収入に関する証明書類（該当者のみ） | |
| ④ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書類（該当者のみ） | |

（注1）提出された書類は返却しません。特に、後日原本が必要となるものは必ずコピーをとっておいてください。

（注2）③の書類については、マイナンバーが記載された書類を在学学校へ提出しないでください。

※マイナンバー提出書類の提出については《9》を参照してください。

《6》 在学学校から「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受領

在学学校が提出書類を確認のうえ、スカラネットによる申込み（インターネット入力）に必要な「識別番号（ユーザID・パスワード）」を交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

《7》 スカラネット入力

在学学校が定めた期限までに、スカラネットより申込みを行います。申込みは、「スカラネット入力下書き用紙」を参照し、奨学金の貸与を受けるあなた自身が行ってください。

スカラネットによる申込手順は、30～32ページ「Ⅲ. スカラネットによる申込み」を参照してください。

（注）スカラネット申込時には、「マイナンバー提出書」に印字されているあなた固有の「申込ID」と「パスワード」の入力も必要になります。スカラネット入力終了まで「マイナンバー提出書」を手元に置いておくようにしてください。

《8》 スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」及び「マイナンバー提出書」に転記してください。

《9》 マイナンバー提出書類を専用封筒に入れ、日本学生支援機構へ簡易書留で郵送

あなたと生計維持者のマイナンバー提出書類を提出してください。

「マイナンバー提出書」にスカラネット入力完了後に表示される受付番号を記入後、確認書類を添付のうえ、専用の提出用封筒（水色）を使用して、学校経由ではなく、申込者本人が直接日本学生支援機構に郵送（簡易書留）してください。詳細は「マイナンバー提出書」のセット（緑色の封筒）にて確認してください。

（注）提出が遅れると、採用月が大幅に遅れる可能性がありますのでご注意ください。

《10》 在学学校より追加の書類の提出指示（下記に該当する人）

マイナンバー提出書類を提出しても自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、所得証明書等の提出が必要になることがあります。

Ⅱ. 収入状況の確認

生計維持者の収入状況に関する情報は、原則マイナンバーにより取得しますが、状況によって別途収入に関する証明書類の提出が必要になります。

ここでは、マイナンバーで情報取得できる収入状況と、マイナンバー提出書類以外に別途提出が必要となる、生計維持者（9ページ参照）の収入に関する証明書類を確認します。以下の要領で必要書類を確認し、在学学校へ提出してください。

生計維持者の収入状況の確認方法

①下記の【収入状況欄】の「生計維持者①（②）氏名・続柄」にそれぞれの氏名・続柄を記入し、あてはまる箇所に☒チェックしてください（収入情報はマイナンバーから取得します）。

※該当しない場合は24ページにそのまま進んでください。

②24ページの【収入計算欄】にも同じく「生計維持者①（②）氏名・続柄」にそれぞれの氏名・続柄を記入し、上記の①【収入状況欄】（下記掲載）以外にもあてはまる状況があれば☒チェックしてください（別途証明書類を用意し、年額を算出します）。

☒チェックを付けた証明書類について、25～26ページの【収入一覧】を参照し、必要な証明書類を揃えたうえで、24ページ【収入計算欄】の計算式を埋め、年額を算出してください。

24ページ【収入計算欄】の使用例

1. あてはまる状況に☒チェックを入れます。

2. 「必要な証明書類」欄に記載のアルファベットを25～26ページ【収入一覧】から探し、記載されている書類を準備します。

3. 証明書に記載の金額を「計算」欄に基づいて計算し、結果を「年額」欄に記入します。

【収入状況欄】（マイナンバーで情報取得できる収入）

生計維持者①		生計維持者①氏名：	続柄
☒	申込日時点の状況		
☐	2018年1月1日以前から申込日時点まで同じ勤務先（又は同じ業務形態で事業経営） ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため24ページのEにチェックしてください。	収入情報はマイナンバーから取得します	
☐	2018年1月1日以前から申込日時点まで無職無収入 ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため24ページのEにチェックしてください。		

※該当しない場合は24ページにそのまま進んでください。

生計維持者②		生計維持者②氏名：	続柄
☒	申込日時点の状況		
☐	2018年1月1日以前から申込日時点まで同じ勤務先（又は同じ業務形態で事業経営） ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため24ページのEにチェックしてください。	収入情報はマイナンバーから取得します	
☐	2018年1月1日以前から申込日時点まで無職無収入 ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため24ページのEにチェックしてください。		

※該当しない場合は24ページにそのまま進んでください。

※秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は、「2018年」を「2019年」に、「2019年」を「2020年」に、それぞれ読み替えてください。

※マイナンバーを提出しても、自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、所得証明書等の提出が必要となる場合があります。

【収入計算欄】（マイナンバーから情報取得できない収入）

《生計維持者①》

生計維持者①氏名：

続柄

✓	申込日時点の状況	必要な証明書類 (25～26ページ参照)	証明書に 記載の金額	計算	年額
☐	(あなたは) 18歳となる前日に施設等に在籍又は 里親等に養育されていた	A	0円	—	0円
☐	2018年1月2日以降に退職・休職（廃業・休業）	B	0円	—	0円
☐	2018年1月2日以降に就職・転職した ※現在、複数の勤務先があり、1つでも上記の状 態にあてはまる	C	(月平均額) 円	×12 ×15	円 円
		D 又は	—	—	円
☐	生計維持者が海外に居住している (2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・ 廃業している場合は必要な証明書類のうちB～ D、Fの該当箇所に☑チェックしてください。)	E	(月平均額) 円 0円	×12 ×15 —	円 円 0円
☐	2018年1月2日以降に開業	F	(月平均額) 円	×12	円
☐	雇用保険基本手当（失業手当）を受給している	G	基本手当日額 円× 所定給付日数 日－ 2019年12月以前の受給額 円		円
☐	生活保護を受給している	H	(月額) 円	×12	円
☐	傷病手当を受給している	I	支給金額 円÷ 支給日数 日×365		円
☐	年金を受給している	J	(月額) 円	×12	円
☐	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受 給している	K	(月額) 円	×12	円
☐	援助を受けている	L	—	—	円
☐	その他公的手当等	M	(月額) 円	×12	円

《生計維持者②》

生計維持者②氏名：

続柄

✓	申込日時点の状況	必要な証明書類 (25～26ページ参照)	証明書に 記載の金額	計算	年額
☐	2018年1月2日以降に退職・休職（廃業・休業）	B	0円	—	0円
☐	2018年1月2日以降に就職・転職した ※現在、複数の勤務先があり、1つでも上記の状 態にあてはまる	C	(月平均額) 円	×12 ×15	円 円
		D 又は	—	—	円
☐	生計維持者が海外に居住している (2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・ 廃業している場合は必要な証明書類のうちB～ D、Fの該当箇所に☑チェックしてください。)	E	(月平均額) 円 0円	×12 ×15 —	円 円 0円
☐	2018年1月2日以降に開業	F	(月平均額) 円	×12	円
☐	雇用保険基本手当（失業手当）を受給している	G	基本手当日額 円× 所定給付日数 日－ 2019年12月以前の受給額 円		円
☐	生活保護を受給している	H	(月額) 円	×12	円
☐	傷病手当を受給している	I	支給金額 円÷ 支給日数 日×365		円
☐	年金を受給している	J	(月額) 円	×12	円
☐	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受 給している	K	(月額) 円	×12	円
☐	援助を受けている	L	—	—	円
☐	その他公的手当等	M	(月額) 円	×12	円

※秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は、「2018年」を「2019年」に、「2019年」を「2020年」に、それぞれ読み替えてください。

※年額は1万円未満を切り捨てします。

【収入一覧】

	提出する証明書類	コピー の提出	発行元	注意事項
A	施設等在籍等証明書	可	在籍施設 児童相談所	18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた 又は里親による養育を受けていたことが分かる日付 が記載された証明書が必要です。
	児童（里親）委託証明書	可		
	措置解除決定通知書	可		
	施設等在籍・退所証明書	不可	学校	書式は学校から受け取ってください（任意様式 可）。
B	離職票	可	ハローワーク	左記書類の他、退職日が書かれた源泉徴収票等、 退職（廃業）日が分かる証明書類でも構いません。
	退職証明書	不可	退職した勤務 先	
	廃業届受理証明	可	市区町村	
	収入に関する事情書	不可	学校	書式は学校から受け取ってください（任意様式 可）。
C	給与明細（直近3か月分） 又は	可	勤務先	給与明細から平均月収を算出（非課税の交通費を 除く）し、年額を算出します。 ※働き始めてから3か月に満たない場合は、勤務を 始めた月以降の分で構いません。
D	年収見込証明書	不可	勤務先	申込日時点の収入から推算した年収の見込額を記 入するよう依頼してください。有期契約であっても、 1年間勤務した場合として記入をします。
	源泉徴収票	可	勤務先	新勤務先に2018年1月2日～2019年1月1日の 間に就職し、申込日時点まで同じ勤務先・雇用形態 である場合に使用できます。 勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。 ※支払報告書は受付できません。
E	2018年1月～12月の給与明 細、帳簿等	可	勤務先	生計維持者が海外に居住している場合は、マイナ ンバーを提出することができない、もしくは審査に 必要な所得情報をマイナンバーで取得することがで きない（2019年1月1日時点で日本国内に住民票 がないため、日本で住民税の課税がされていない） ことがあるため、別途左記の収入に関する証明書類 が必要になります。 ※日本語以外の言語の場合、和訳をつけてください。 ※日本円以外の通貨で作成されている場合、申込時 のレートで円換算してください。 ※生計維持者が海外勤務等のため、マイナンバーを 提出できない場合の取扱い、マイナンバー提出 書のセットに同封された「【重要】マイナンバー（個 人番号）の提出方法」を参照してください。 ※収入に関する事情書の書式は学校から受け取っ てください（任意様式可）。
	（無職無収入の場合） 2018年1月～12月の間の無 収入を証明する書類	可	海外居住地 の自治体や 税務署	
	（無職無収入の場合） 収入に関する事情書	不可	学校	

※C、Eの給与明細を使用する場合において、賞与が出る場合は（平均月収×15）、賞与がないことが明らかな場合は（平均月収×12）となります。なお、控除前の総支給額を使用します。

※秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は、「2018年」を「2019年」に、「2019年」を「2020年」に、それぞれ読み替えてください。

	提出する証明書類	コピーの提出	発行元	注意事項
F	い ず れ か 一 つ			
	帳簿（直近3か月分）	可	該当の生計維持者が作成	月ごとの「売上総額」「経費総額」が書かれているものを提出してください。 収入（売上）金額から必要経費を差し引いて所得金額の年額を推算します。 ※開業してから3か月に満たない場合は、開業した月以降の分で構いません。
	税務署印のある確定申告書（第一表と第二表）（控） 又は 受付印のある市（区・町・村） 民税・県民税（都道府）民税 申告書（控） （2019年2月～3月に申告したもの）	可	自治体や税務署	2018年1月2日～2019年1月1日の間に開業し、申込日時時点で同じ状況である場合に使用できます。 ※確定申告書（控）に税務署印がない場合の取扱い は下記（注1）参照 ※確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合の取扱いは下記（注2）参照 ※「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の取扱いは下記（注3）参照
G	雇用保険受給資格者証	可	ハローワーク	左記の証明書以外は認められません。
H	生活保護決定（変更）通知書	可	住所地の市区町村福祉事務所	生活保護受給証明書（金額の記載のないもの）は不可です。 必ず直近の保護受給額が記載された証明書を提出してください。
I	傷病手当金通知書	可	全国健康保険協会等	手元にある一番新しい1か月分が必要です。
J	年金振込通知書、年金額改定通知書、年金証書	可	日本年金機構等	左記の証明書以外は認められません。 紛失等により、いずれも手元にない場合は、再発行を依頼してください。
K	申込日時点での受給額が記載された通知書、手当が振り込まれている通帳のコピー等	可	市区町村	「児童扶養手当」とは、勤務先で支給される扶養手当とは異なる国の制度です。 勤務先で支給される扶養手当の申告は不要です。 通帳のコピーを提出する場合は、 口座名義人氏名が記載されている箇所と、直近の振込が記帳されている箇所をコピーして提出してください。 公務員等、勤務先から児童手当を受給している場合は、 支給のあった直近の給与明細又は勤務先発行の証明書（任意様式） を提出してください。
L	援助年額の証明	不可	援助者が作成	定期的に金銭的な援助を受けている場合は提出が必要です。 援助をしている方に「援助年額の証明」（任意様式可、署名・押印必要） の作成を依頼してください。
M	受給金額が記載された通知書	可	役場	

（注1） 確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は、確定申告書（控）に、直近の市区町村役場発行の所得（課税）証明書、又は税務署発行の「納税証明書（その2）」を添付してください。なおこの場合は、確定申告書（控）と、市区町村役場発行の所得（課税）証明書、又は税務署発行の「納税証明書（その2）」の対象年度が異なっても差し支えありません。

（注2） 確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表を添付してください。

（注3） 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要がある所得ですので、確定申告書（控）を提出してください。「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」のみの提出はできません。



- ① 提出された証明書類は返却できません。「コピー可」と書かれている書類はなるべくコピーを提出してください。
- ② 24ページ【収入計算欄】に複数の収入がある（チェックが複数入った）場合、それぞれ該当する証明書類をすべて提出してください。



重要

8ページの学力・家計基準に係る「生活保護受給世帯」又は「社会的養護を必要とする者」であることを証明する書類については、25～26ページ掲載のA又はHの書類となります。

※「生活保護受給世帯」であることを証明する書類について、生計維持者両方の氏名が記載されていれば金額記載のない「生活保護受給証明書」も証明書類として使用することができます（学力・家計基準に係る証明書類としては使用できませんが、収入に関する証明書類としては使用できません）。

<スカラネット入力画面 生計維持者の収入情報>

スカラネット画面「J-あなたの家族情報」の「4. (2)(f)」では、23ページ【収入状況欄】や24ページ【収入計算欄】をもとに生計維持者の収入情報を入力します。以下によくある事例をもとに入力例を掲載しました。9ページ「生計維持者の収入状況に関するQ&A」も参考に誤りの無いよう、まずはスカラネット入力下書き用紙に記入してください。

2018年1月1日以前から申込日時点まで同じ勤務先（同じ業務形態で事業経営）の場合（23ページ【収入状況欄】該当）

- ①「1. 給与所得」又は「2. 商店・農業工業、個人経営」に☑します。
- ②下部「○2018年1月1日以前から同じ勤務先（同じ業務形態で事業経営）」を選択します。

※マイナンバーで収入情報を取得するため、金額の入力欄はありません。

(f) 所得(申込時点の状況)について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。

※ 金額は万円単位で入力してください。(例:1,000,000円⇒100万円)

☒ 1. 給与所得	年額	_____万円(半角数字)
☐ 2. 商店・農業工業、個人経営	年額	_____万円(半角数字)
☐ 3. 失業手当	年額	_____万円(半角数字)
☐ 4. 生活保護費	年額	_____万円(半角数字)
☐ 5. 傷病手当金	年額	_____万円(半角数字)
☐ 6. 年金	年額	_____万円(半角数字)
☐ 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	年額	_____万円(半角数字)
☐ 8. 祖父母等からの援助や養育費等	年額	_____万円(半角数字)
☐ 9. その他	年額	_____万円(半角数字)
☐ 10. 2018年1月1日以前から無職		

※ 無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1 給与所得」または「2 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。

☒ 2018年1月1日以前から同じ勤務先(同じ業務形態で事業経営)

※ 生計維持者のマイナンバーからの収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

☐ 2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業

2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業した場合（24ページ【収入計算欄】C、D、E又はF）

- ①「1. 給与所得」又は「2. 商店・農業工業、個人経営」に☑します。
- ②下部「○2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択します。
- ③ ①で「1. 給与所得」を選択した場合は、「・給与所得者 給与支払金額合計」に、「2. 商店・農業工業、個人経営」を選択した場合は、「・給与所得者以外 所得金額合計」に、24ページ【収入計算欄】で算出した年額を入力します。



生計維持者が海外に居住している場合(E)や、複数の勤務先又は複数の事業経営がある場合のうち一つでも2018年1月2日以降に就職や退職、開業や廃業がある場合も同じ入力の仕方します。(29ページ Q3参照)

(f) 所得(申込時点の状況)について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。

※ 金額は万円単位で入力してください。(例:1,000,000円⇒100万円)

☒ 1. 給与所得	年額	_____万円(半角数字)
☐ 2. 商店・農業工業、個人経営	年額	_____万円(半角数字)
☐ 3. 失業手当	年額	_____万円(半角数字)
☐ 4. 生活保護費	年額	_____万円(半角数字)
☐ 5. 傷病手当金	年額	_____万円(半角数字)
☐ 6. 年金	年額	_____万円(半角数字)
☐ 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	年額	_____万円(半角数字)
☐ 8. 祖父母等からの援助や養育費等	年額	_____万円(半角数字)
☐ 9. その他	年額	_____万円(半角数字)
☐ 10. 2018年1月1日以前から無職		

※ 無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1 給与所得」または「2 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。

☐ 2018年1月1日以前から同じ勤務先(同じ業務形態で事業経営)

☒ 2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業

※ 生計維持者のマイナンバーからの収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業
就職・転職・退職・開業・廃業後の年収(見込み)はいくらですか。
(給与明細、帳簿、年収見込証明書、離職票等の学校への提出が必要です。)

・ 給与所得者	給与支払金額合計	年額	420 万円
・ 給与所得者以外 (商店・農業工業、個人経営)	所得金額合計	年額	_____万円

2018年1月1日以前から申込日時点まで無収入である場合（23ページ【収入状況欄】該当）

①「10. 2018年1月1日以前から無職」に☑します。

「1. 給与所得」～「9. その他」全てに該当しない状況となります。

該当する項目がある場合は、その項目に☑し、年額を入力してください。（「10. 2018年1月1日以前から無職」には☑をしないでください。）

※マイナンバーで収入情報を取得するため、金額の入力欄はありません。

(f) 所得(申込時点の状況)について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。

※ 金額は万円単位で入力してください。(例:1,000,000円⇒100万円)

- | | | |
|--|----|---------------|
| ☐ 1. 給与所得 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 2. 商店・農業工業、個人経営 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 3. 失業手当 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 4. 生活保護費 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 5. 傷病手当金 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 6. 年金 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 8. 祖父母等からの援助や養育費等 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 9. その他 | 年額 | _____万円(半角数字) |

☒ 10. 2018年1月1日以前から無職

※ 無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

2018年1月2日以降に退職・廃業しており、申込日現在無職である場合（24ページ【収入計算欄】B）

①「1. 給与所得」又は「2. 商店・農業工業、個人経営」に☑します。

②下部「○2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択します。

③ ①で「1. 給与所得」を選択した場合は、「・ 給与所得者 給与支払金額合計」に、「2. 商店・農業工業、個人経営」を選択した場合は、「・ 給与所得者以外 所得金額合計」に、「0万円」と入力します。



生計維持者が海外に居住している場合で無職無収入の場合(E) も同じ入力の仕方をする。

また、併せて申込日現在、失業手当や年金等の手当を受給している場合は、

併せて「3.」～「9.」の該当する項目に☑を付け、24ページ【収入計算欄】で算出した年額を入力する必要があります。

(f) 所得(申込時点の状況)について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。

※ 金額は万円単位で入力してください。(例:1,000,000円⇒100万円)

- | | | |
|--|----|-------------------|
| ☒ 1. 給与所得 | 年額 | 300 _____万円(半角数字) |
| ☐ 2. 商店・農業工業、個人経営 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☒ 3. 失業手当 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 4. 生活保護費 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 5. 傷病手当金 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 6. 年金 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 8. 祖父母等からの援助や養育費等 | 年額 | _____万円(半角数字) |
| ☐ 9. その他 | 年額 | _____万円(半角数字) |

☐ 10. 2018年1月1日以前から無職

※ 無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1 給与所得」または「2 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。

☐ 2018年1月1日以前から同じ勤務先(同じ業務形態で事業経営)

※ 生計維持者のマイナンバーからの収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

② ● 2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業
就職・転職・退職・開業・廃業後の年収(見込み)は、いくらですか。
(給与明細、帳簿、年収見込証明書、離職票等の学校への提出が必要です。)

・ 給与所得者	給与支払金額合計	年額 0 _____万円(半角数字)
・ 給与所得者以外 (商店・農業工業、個人経営)	所得金額合計	年額 _____万円(半角数字)

<生計維持者の収入状況に関するQ&A>



重要

- ・証明書類の詳しい説明は、【収入一覧】(25～26ページ)を参照ください。
- ・「スカラネット入力下書き用紙」の11～12ページに対応しています。

○複数の勤務先又は複数の事業経営がある場合

⇒2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業等が存在するか否かで該当する収入状態が異なります。

Q1	勤務先A・B・Cの3つに勤めています。これら3つとも、2018年1月2日以前から現在まで勤めており、転職・退職はありません。
A1	この場合、マイナンバーからすべての勤務先の収入情報を取得します(2018年1月1日～12月31日までの収入情報)。別途証明書類は必要ありません。 スカラネットでは、「J-あなたの家族情報」の「4. (2)(f)1. 給与所得」に☑を付け、「○2018年1月1日以前から同じ勤務先(同じ業務形態で事業経営)」を選択してください。
Q2	元々勤務先A・B・Cの3つに勤めていましたが、これら3つとも全て、2018年1月2日以降に退職しました。申込日現在は無職無収入状態です。
A2	この場合、全ての勤務先について25ページ「B」の証明書類を学校へ提出し、以下のとおりスカラネットに入力します。 「J-あなたの家族情報」の「4. (2)(f)1. 給与所得」に☑を付け、「○2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択してください。そのうえで、設問下部にある「・給与所得者 給与所得者支払金額 万円」に「0万円」と入力してください。
Q3	1) 元々勤務先Aに勤めていましたが、2018年1月2日以降に勤務先Bにも勤めるようになり、申込日現在は2つの勤務先に勤めています。 2) 元々勤務先A・B、2つの会社に勤めていましたが、2018年1月2日以降に勤務先Bを退職し、申込日現在は1つの勤務先Aに勤めています。 3) 勤務先Aは2018年1月1日以前から変わらず申込日現在も勤めていますが、以前から営んでいた農業を2018年1月2日以降に廃業しました。
A3	1) については、A・Bどちらの勤務先も25ページ「C」又は「D」の証明書類を取得します。 2) については、<u>申込日現在勤めているAにおける25ページ「C」又は「D」の証明書類</u>を取得します。 3) については、<u>申込日現在勤めているAにおける25ページ「C」又は「D」の証明書類</u>を取得します。 ※勤務先Aは、2018年1月1日以前から変動がありませんが、上記のとおり25ページ「C」又は「D」の書類が必要となります。また、申込日現在までに退職・廃業した勤務先や事業の収入は年収に含みません。 スカラネットでは、「J-あなたの家族情報」の「4. (2)(f)1. 給与所得」に☑を付け、「○2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択してください。そのうえで、設問下部にある「・給与所得者 給与所得者支払金額 万円」に24ページ【収入計算書】で算出した金額を入力してください。

○申込日時点で無職 + 手当や援助金等を受給している場合

Q4	2017年12月に退職し、その後、現在まで年金(もしくは生活保護や手当等)で生計を立てています。
A4	2018年1月1日以前に退職していますが、申込日時点で年金(もしくは生活保護や手当等)による収入があるため、26ページ「J」の証明書類(もしくはほかに「G」～「M」の中で当てはまるもの全ての証明書類)を取得し、年額を算出します。 スカラネットでは、「J-あなたの家族情報」の「4. (2)(f)3. 失業手当」～「9. その他」の中で受給しているものについてのみ入力してください。「10. 2018年1月1日以前から無職」にはチェックは入力せずに進んでください(「1. 給与収入」や「2. 商店・農業工業、個人経営」の入力も不要です)。

※秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は、「2018年」を「2019年」に、「2019年」を「2020年」に、それぞれ読み替えてください。

Ⅲ. スカラネットによる申込み

在学から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください（入力期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。送信した申込内容は原則として変更できません。

1 スカラネットの動作確認済み環境

スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

- ・OS：Windows系、iOS系、Android系
- ・ブラウザ：Internet Explorer、Microsoft Edge、iOS版 Mobile Safari、Android版 Google Chrome

推奨する詳細な製品名等は、スカラネット用ホームページ（<https://www.sas.jasso.go.jp/>）のトップページを参照してください。

（注）・OS：Mac系 ・ブラウザ：Firefox やPC版 Google Chrome 等上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証しておりません。

2 スカラネット入力に関する注意事項

- (1) 申込画面は8つの画面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- (2) 識別番号（ユーザID・パスワード）は、学校へ必要な書類を提出すると、学校から受け取ることができます。
- (3) 「マイナンバー提出書」に印字された申込ID・パスワードの入力も必要になります。
- (4) 入力文字については、下記の「**3** 文字入力」を参照してください。
- (5) その他、申込みに関して不明な点がある場合は、学校に確認してください。

3 文字入力

- (1) 旧字体や複雑な文字入力は、次のとおりの取扱いとなります。
 - ①「吉」、「廣」、「祐」、「角」、「邦」などの文字は、表示される場合もありますが、システム上受付できません。
 - ②該当する文字の新字体「吉」、「廣」又は「広」、「祐」、「角」、「邦」などで入力してください。
 - ③新字体が無い場合は、ひらがなで入力してください。
 - ④カタカナの「ヲ」は、表示される場合もありますが、カナ氏名欄にはシステム上入力することができません。代わりに「オ」と入力してください。なお、漢字氏名欄にはひらがなの「を」・カタカナの「ヲ」ともに入力が可能なので、これらの文字を入力してください。
- (2) 外国人氏名の入力は、次のとおりの取扱いとなります。
 - ①ファーストネームとミドルネームはまとめて入力してください。
 - ②氏名が全てカタカナの場合は、漢字氏名欄・カナ氏名欄とも、全てカタカナで入力してください（アルファベットの場合は使用できないため、カタカナに読み替えてください）。これ以外の場合は、①（例）のように入力してください。
 - ③「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ5文字まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ15文字まで入力できます。
制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください（名前が途中で途切れていてもかまいません）。
漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。
※全角漢字氏名欄に6文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。
カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、フルネームを入力してください。
（例）奨学 トーマス 太郎
 - ・漢字氏名欄：【姓】奨学 【名】トーマス太（5文字を超える「郎」は入力しない）
 - ・カナ氏名欄 【姓】ショウガク 【名】トーマスタロウ

4 スカラネット用ホームページへアクセス（接続）

(1) ホームページアドレス（URL）の入力

- ① 次のアドレスを半角（小文字）で入力し、スカラネット用ホームページにアクセスすると確認事項及び「奨学金申込へ」ボタンが表示されます。

<https://www.sas.jasso.go.jp/>

受付時間8:00～25:00（最終締切日の受付時間は8:00～24:00）※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。
余裕をもって入力できるよう、入力開始時間には注意してください。（入力時間の目安：30分～1時間）

（注）実際の画面と異なる場合があります。

- ② 確認事項を確認した後、「◆貸与奨学金の新規申込（高校等で予約済の人を除く）」の「奨学金申込へ」ボタンを押してください。「セキュリティ警告」のメッセージが表示される場合がありますが、その際は「OK」ボタンを押してください。次の画面に進みます。



(2) 識別番号の入力

- ① 識別番号は、「ユーザID」と「パスワード」からなっています。申込みに必要な書類を学校に提出すると引き換えに通知されます。

「ユーザID」は8桁の数字です。

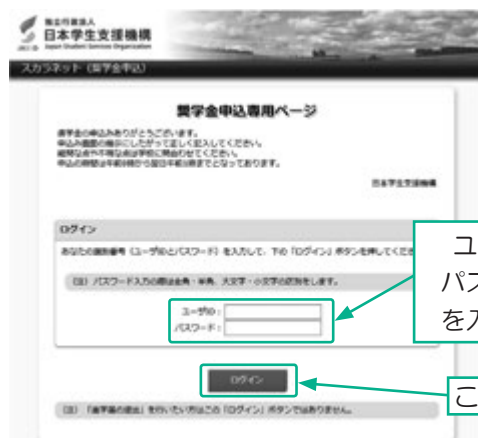
「パスワード」は入力すると●で表示されます。

※「パスワード」確認

「パスワード」は「ユーザID」欄に入力後、コピーして「パスワード」欄に貼り付けると間違いなく入力できます。

- ② 識別番号の入力が終わったら、画面下の「ログイン」ボタンを押してください。

- ③ 次の画面に進みます。



(3) 確認書の提出状況の入力

「提出しました」を選択し、「規定等を表示」ボタンを押すと、規定等が記載された画面が表示されますので、内容を確認してから「次へ」ボタンを押して次の画面に進みます（規定等を確認したあと「□了承します」にチェックを入れてください）。

もし確認書を提出していない場合は、「提出していません」を選択して終了し、学校に確認書を提出した後、はじめてからやり直してください。



これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を画面の指示に従って入力していきます。

奨学金振込口座情報画面まで入力を終え、「次へ」ボタンを押すと「奨学金申込情報一覧」画面に進みます。

(4) 「奨学金申込情報一覧」(申込内容の確認・訂正)

各入力画面において、誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認(訂正)後に、この画面を印刷することをおすすめします。

学校へ確認すべき項目が見つかった場合は、ブラウザの「×」ボタンで入力を中止し、確認後に再度はじめてから入力をやり直してください。

申込みの内容を訂正する場合は各欄ごとの訂正ボタンより訂正画面へ進み訂正してください。
全項目を確認して、ブラウザの機能等を利用し、画面を印刷して保管してください。

「奨学金申込情報一覧」の内容に相違が無ければ、「■重要事項確認(必須)」を全て確認し、「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。

※この画像はイメージです

(5) あなたの受付番号

「受付番号」を「スカラネット入力下書き用紙」の表紙「受付番号記入欄」及び「マイナンバー提出書」に、必ず転記しておいてください。

「申込を終了します」ボタンを押して、画面を終了してください。

以上で申込みは完了ですが、これにより奨学生として採用が決定したわけではありません。採用決定、初回の振込日及び採用後に必要な手続きについては在学学校を通してお知らせします。なお、採用後の問合せ、各種手続きには採用後に通知される奨学生番号が必要です。

? こんな時どうするの

〈次の画面に進めない時は…〉

- ①入力に誤り又はもれがある場合、「次へ」ボタンを押しても次の画面に進めません。
- ②その際、エラー発生を示すメッセージと共にその訂正内容等が表示されます。
- ③指示に従い該当する項目を正しく入力し直してください。

〈入力の途中で間違いに気付いた時は…〉

- ①次の画面に進んだ場合、途中で契約画面よりも前の画面には戻れません。誓約画面から奨学金振込口座画面の間は「戻る」ボタンで前の画面に戻ることができます。
- ②又は「奨学金申込情報一覧」まで進み、訂正を要する画面に戻り、間違いを直してください(上記(4)参照)。
- ③②の「奨学金申込情報一覧」で訂正が終わったら画面下の「確定」ボタンを押して「奨学金申込情報一覧」の画面に戻ってください。

〈入力の途中で強制的に終了がかかった時は…〉

- この場合、
- ・入力許容時間(8分割中1画面あたり30分)をオーバーしてしまった
 - ・機構がデータ更新処理を開始してしまった
 - ・スカラネットの動作環境が異なる(30ページ「**1** スカラネットの動作確認済み環境」を参照してください。)のいずれかが考えられます。
- 画面内のメッセージに従って申込作業を終了してください。

I. 採用時の手続き

申込み後、奨学生として決定し、奨学金を受け取るまでの概要は次のとおりです。

1 採用決定

学校長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、決定します（決定時期は在学期に確認してください）。学校長の推薦を受けた人のうち採用されなかった人には在学期を通して理由を記した不採用通知を交付します。なお、採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。在学期又は機構が責任をもって廃棄します。

2 奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が学校から交付されます。

	奨学生採用に係る書類	備考
採用された場合の 交付書類	「奨学生証」	
	「返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）」（以下「返還誓約書」という）	本ページ 3 参照
	「奨学生のしおり」	
	「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証制度選択者のみ

3 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を在学期の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、在学期が定めた期限までに提出してください。期限までに提出しない場合は、採用時にさかのぼって奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。

●返還誓約書と同時に提出することが必要な書類

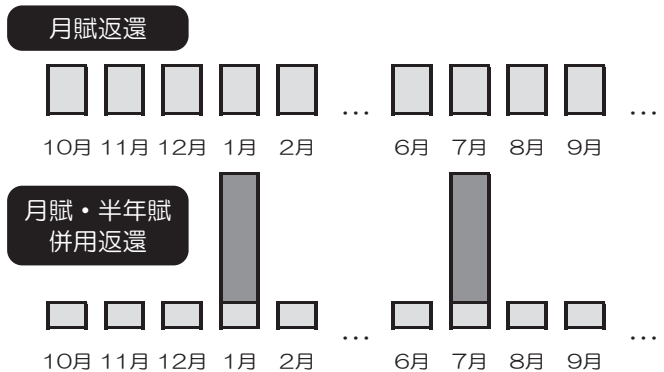
機関保証選択者の提出書類	人的保証選択者の提出書類
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	連帯保証人・保証人の必要書類（17ページ 10 (イ) (4) 参照）
【申込時にあなたのマイナンバーを提出できない場合】 市区町村で発行された奨学生（あなた）本人の「住民票」（コピー不可、誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）（注）	

（注）「返還誓約書」とともに提出する「住民票」は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

なお、第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

（参考）割賦方法の選択の説明は12ページ **8** (2) を参照してください。

毎月の返還のイメージ



Ⅱ. 奨学金貸与中の注意事項

奨学生に採用された後は、在学から渡される「奨学生のしおり」をよく読んで、必要な手続きについて理解し、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。

- (1) 在学中は、在学部の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。在学部が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、在学部からの呼び出しには必ず応じてください。
- (2) 「返還誓約書」に記入した内容に変更が生じた場合は、在学部の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。
- (3) 貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、返還額等、記載された事項を確認してください。

Ⅲ. 貸与終了後の返還

1 □座振替

貸与が終了する年度に、在学部の指示に従い、金融機関の窓口で、奨学金返還時の振替用口座の加入手続きをしてください。その際に「預・貯金者控」を金融機関から受け取り、そのコピーを在学部に提出してください（奨学金を受けていた口座を振替用口座として利用する場合でも、加入手続きが必要です）。

2 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法（定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」）、第二種奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始）。返還は、金融機関の口座からの自動引落しによって行われます。引落し日は毎月27日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

●返還額の決定に係る項目の掲載箇所

項目	本冊子の中で説明しているページ
利率の算定方法	11ページ 6 (1)
元利均等返還	11ページ 7
返還方式の種類と概要	12ページ 8 (1)
定額返還方式の割賦方法	12ページ 8 (2)
月賦返還の例	35ページ 5

3 住所等に変更があった場合

あなたの住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更があった場合には機構に届け出てください。

連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

4 繰上返還を希望する場合

奨学金はいつでも繰上返還ができます（全額繰上返還・一部繰上返還ともに可能です）。

なお、第二種奨学金について繰上返還をする場合、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息はかかります。

5 月賦返還の例

(1) 第一種奨学金

受講形態		貸与額 (年額・月額)	貸与月数	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式
					月賦返還額	返還回数(期間)	返還金額と回数
夏季・冬季スクーリング 放送大学		88,000円	1 か月	88,000円	3,666円	24回(2年)	貸与終了後のあなたの 収入に応じて返還月 額・返還回数が変わり ます。 返還月額＝「課税対象 所得」×9%÷12
通年 スクーリング	自宅	54,000円	12か月	648,000円	6,000円	108回(9年)	
	自宅外	64,000円		768,000円	7,111円	108回(9年)	
	自宅・自宅外	30,000円		360,000円	3,333円	108回(9年)	

(2) 第二種奨学金

●定額返還方式の例

受講形態	貸与額	貸与月数	《参考》利率0.16%(注1)の場合		《参考》利率3.0%(上限)の場合		返還回数(期間)
			返還総額 (元金+利息)	月賦返還額	返還総額 (元金+利息)	月賦返還額	
夏季・冬季 スクーリング 放送大学	20,000円	1 か月	20,027円	1,669円	20,615円	1,717円	12回(1年)
	30,000円		30,045円	2,503円	30,925円	2,576円	12回(1年)
	40,000円		40,060円	3,338円	41,236円	3,436円	12回(1年)
	50,000円		50,077円	4,173円	51,546円	4,295円	12回(1年)
	60,000円		60,139円	2,505円	62,765円	2,614円	24回(2年)
	70,000円		70,159円	2,923円	73,226円	3,050円	24回(2年)
	80,000円		80,184円	3,340円	83,690円	3,487円	24回(2年)
	90,000円		90,280円	2,507円	95,529円	2,653円	36回(3年)
	100,000円		100,307円	2,786円	106,143円	2,948円	36回(3年)
	110,000円		110,340円	3,065円	116,764円	3,242円	36回(3年)
	120,000円		120,470円	2,509円	129,235円	2,692円	48回(4年)

受講形態	貸与月額	貸与月数	《参考》利率0.16%(注1)の場合		《参考》利率3.0%(上限)の場合		返還回数(期間)
			返還総額 (元金+利息)	月賦返還額	返還総額 (元金+利息)	月賦返還額	
通年 スクーリング	20,000円	12か月	241,324円	3,351円	266,044円	3,695円	72回(6年)
	30,000円		362,850円	3,359円	416,482円	3,856円	108回(9年)
	40,000円		483,818円	4,479円	555,329円	5,141円	108回(9年)
	50,000円		605,271円	5,043円	704,016円	5,866円	120回(10年)
	60,000円		725,756円	6,720円	833,004円	7,713円	108回(9年)
	70,000円		847,394円	7,061円	985,627円	8,214円	120回(10年)
	80,000円		968,457円	8,070円	1,126,462円	9,386円	120回(10年)
	90,000円		1,091,287円	7,577円	1,303,191円	9,050円	144回(12年)
	100,000円		1,212,507円	8,420円	1,448,002円	10,055円	144回(12年)
	110,000円		1,333,765円	9,262円	1,592,822円	11,060円	144回(12年)
	120,000円		1,456,176円	9,334円	1,761,917円	11,293円	156回(13年)

(注1) 令和元年12月貸与終了者の利率(利率固定方式)です。

(注2) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(注3) 所得連動返還方式の場合、前年度の課税対象所得の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を12で割った金額となります(最低返還月額は2,000円)。

6 返還が困難な場合の救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、減額返還・返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。

救済制度	説明
減額返還	傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度です。1回の願出で減額返還が適用される期間は1年以内です（1年ごとの願出が必要です）。また、最長15年（180か月）まで適用可能です。  第一種奨学金の返還方式（12ページ 8 （1）参照）を「所得連動返還方式」とした場合、減額返還制度は利用できません。
返還期限猶予	傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。1回の願出で返還期限猶予が適用される期間は1年以内です（1年ごとの願出が必要です）。また、願出の事由により、最長10年間（120か月）の適用期間の制限があります。ただし、猶予年限特例の対象者については、希望する際に毎回願い出ることにより通算猶予期間の制限なく利用が可能です（適用には条件があります）。
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。1回の願出で卒業予定期まで猶予が適用され（1年ごとの願出が必要な課程もあります）、在学終了月の翌月から数えて7か月目に返還が開始します。また、最長10年間（120か月）の適用期間の制限があります。
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する制度です。

7 奨学金の返還を延滞した場合

(1) 延滞金の賦課

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

(2) 督促・請求

機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。

(3) 個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、個人信用情報機関に個人情報を登録する対象となります。

(4) 延滞が長期にわたった場合

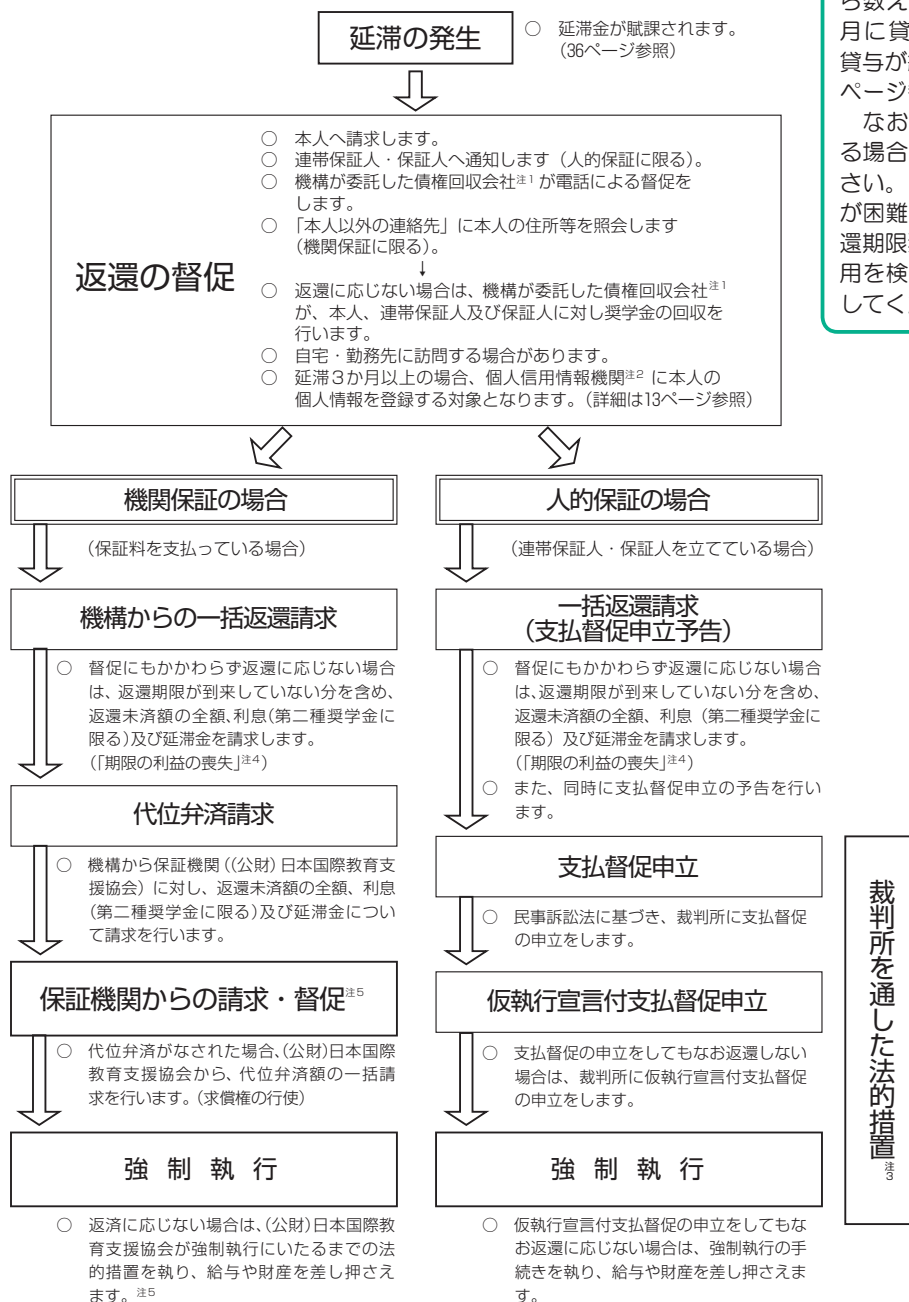
返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（第二種奨学金については発生済利息を含む）及び延滞金について全額一括での返還を請求します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的措置等をとることとなります（37ページ参照）。

機関保証制度の場合 保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関から請求されることとなります（保証機関からの請求に応じない場合、年10%の遅延損害金が加算され、最終的には強制執行に至るまでの法的措置が執られます）。なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

人的保証制度の場合 民事訴訟法に基づく法的手続を執り、最終的に強制執行に至ります（法的手続を執った場合、その手続費用も併せて請求します）。

資料1 奨学金の返還を延滞した場合

奨学金の返還を延滞した場合



奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります(3月に貸与終了の場合、10月に返還開始)。貸与が終了する際は、所定の返還手続き(34ページ参照)を行う必要があります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度(36ページ参照)利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

注1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

注2 個人信用情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

注3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

注4 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利息(第二種奨学金に限る)・延滞金の全額を一括返還請求されます。

注5 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

参考1 機関保証制度の保証料（目安）

最新の情報及び下表の記載例以外の場合については、右のQRコードから日本学生支援機構のホームページでご確認ください。



(1) 夏季・冬季スクーリング、放送大学

① 第一種奨学金

貸与額（円）	返済回数（月）	保証料額（円）
88,000	24	521

② 第二種奨学金

貸与額（円）	返済回数（月）	保証料額（円）
20,000	12	73
30,000	12	109
40,000	12	146
50,000	12	183
60,000	24	418
70,000	24	488
80,000	24	558
90,000	36	920
100,000	36	1,023
110,000	36	1,125
120,000	48	1,611

(2) 通年スクーリング

① 第一種奨学金

通学形態	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返済回数（月）	保証料月額（円）
自宅	54,000	12	648,000	108	1,286
自宅外	64,000		768,000	108	1,524
自宅・自宅外	30,000		360,000	108	714

② 第二種奨学金

貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返済回数（月）	保証料月額（円）
20,000	12	240,000	72	386
30,000		360,000	108	842
40,000		480,000	108	1,123
50,000		600,000	120	1,544
60,000		720,000	108	1,684
70,000		840,000	120	2,162
80,000		960,000	120	2,471
90,000		1,080,000	144	3,270
100,000		1,200,000	144	3,634
110,000		1,320,000	144	3,997
120,000		1,440,000	156	4,677

（特記事項）

- 保証料は、貸与額、貸与月数、貸与利率、返済期間等により異なります。
※本ページの保証料額は、2019年度に新たに奨学生として採用された人の例であり、目安です。
- あなたの保証料額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- 保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。

参考2 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合には、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本約款は2020年1月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おください。

おぼえ書き

学校から指定された申込期限や書類提出日等を記入して、提出もれなどのないようにしておきましょう。

申込関係書類の学校提出期限日				スカラネット申込入力期限日			
提出期限：	月	日（ ）	時まで	提出期限：	月	日（ ）	時まで
スカラネット申込入力完了時の受付番号							
マイナンバー関係書類郵送日（スカラネット入力後、1週間以内）							
郵送日：		月	日（ ）	時まで			

～ ご 案 内 ～

ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

奨 学 金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。
奨学金に関するお問合せには、まずホームページをご覧ください。

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで、受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。
（右のQRコードからアクセスが可能です。）



● 奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率など様々な条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。
（日本学生支援機構のホームページよりアクセスしてください。）

● スカラネット・パーソナル（スカラPS）

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができる機構の情報システムです。採用となった場合には、必ず新規登録をしてください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細をスカラPSで確認できます。
（右のQRコードからアクセスが可能です。）



申込みに関するお問い合わせ先

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」
「用意する書類が分からない」
「生計維持者が海外に長期間滞在しているのでマイナンバーを受け取っていない」



0570-001-237

（ナビダイヤル・全国共通）

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分
（土日祝日・年末年始を除く）

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問い合わせの相談窓口です。



0570-666-301

（ナビダイヤル・全国共通）

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分
（土日祝日・年末年始を除く）

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」（※）に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。